

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準等に関する条例

岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年岡崎市条例第56号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第3条～第5条）

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第6条～第9条）

第4章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第10条～第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）

第17条第1項の規定に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準並びに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法又は社会福祉法において使用する用語の例による。

第2章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 養護老人ホームに係る法第17条第1項の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるところによる。

（非常災害対策）

第4条 養護老人ホームは、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（その他の基準）

第5条 前条に定めるものを除くほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下この条及び附則第2項において「養護老人ホーム基準省令」という。）に定めるとおりとする。この場合において、養護老人ホーム基準省令第9条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第6条 特別養護老人ホームに係る法第17条第1項の条例で定める基準は、次条から第9条までに定めるところによる。

(準用)

第7条 第4条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。

(居室の定員)

第8条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。次条において「特別養護老人ホーム基準省令」という。）第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。）を除く。）の一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる。

(その他の基準)

第9条 前2条に定めるものを除くほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホーム基準省令に定めるところとする。この場合において、特別養護老人ホーム基準省令第9条第2項（第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第4章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第10条 社会福祉法第65条第1項の条例で定める基準は、次条及び第12条に定めるところによる。

(準用)

第11条 第4条の規定は、軽費老人ホームについて準用する。

(その他の基準)

第12条 前条に定めるものを除くほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）に定めるところとする。この場合において、同令第9条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日前に存する養護老人ホームにおける第5条の規定による養護老人ホーム基準省令第11条及び第13条の規定の適用については、養護老人ホーム基準省令第11条第4項第1号ロ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、3.3平方メートル」と、養護老人ホーム基準省令第13条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは「原則として2人以下とする」と読み替えるものとする。
- 3 平成25年4月1日前に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第8条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、入所者のプライバシーの確保に配慮した上で、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」と読み替えるものとする。